## 佐賀県告示第 335 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成28年6月24日から平成28年7月25日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 6 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類	道路の区域			
及び路線名	区間	変更前	幅員メー	延長メー
		後の別	トル	トル
県道	鳥栖市あさひ新町 802 番 17	後	65.7~	1,013.1
中原鳥栖線	地先から		15.0	
	鳥栖市真木町字七田 1197 番			
	1 地先まで			
	鳥栖市あさひ新町 802 番 17	前	16.9~	1,011.1
	地先から		5.9	
	鳥栖市真木町字七田 1197 番			
	1 地先まで			